

「地産地消応援の店」登録制度実施要領

第1 目的

県産農林水産物等を積極的に生産・販売・活用している事業者・団体等を「地産地消応援の店」として登録するとともに、県と協働して、県内外のお客様に県産農林水産物等に関する認知度向上のための取組や食文化に関するPRを行うことで、地産地消の推進及び消費拡大に資することを目的とする。

第2 県産農林水産物等

本要領における県産農林水産物等とは、次を総称するもののことをいう。

高知県内で生産・飼育・採取・水揚げ等された農林水産物及びこれらを主な原料として、県内において製造された農林水産物加工品等

第3 登録対象

次のいずれかに該当する事業者・団体等を対象とする。

- (1) 県産農林水産物等を積極的に販売している、県内の生産者グループ・直販所・量販店・小売店等
- (2) 県産農林水産物等を主な原材料とした加工品等を製造・販売している、県内の生産者・事業者等
- (3) 県産農林水産物等を積極的に利用し食事の提供を行っている、県内の飲食店及びホテル・旅館・宿泊施設等

第4 登録要件

- (1) 県産農林水産物等を積極的に販売している、県内の生産者グループ・直販所・量販店・小売店等については次の①～④を全て満たすものとする。
 - ① 県産農林水産物等を販売していることについて、お客様に分かるよう情報提供していること。(地域食材コーナーの設置、チラシ、掲示物、ホームページ等への表示等)
 - ② 登録後、県産農林水産物等の販売促進につとめ、お客様へのPRを行うこと。
 - ③ 県や市町村とともに協働して地産地消に取り組むこと、及び必要に応じて調査等に協力できること。
 - ④ 関係法令を遵守すること。
- (2) 県産農林水産物等を主な原材料とした加工品等を製造・販売している、県内の生産者・事業者等については次の①～④を全て満たすものとする。
 - ① 県産農林水産物等を使用していることについて、お客様に分かるよう情報提供していること。(パッケージ等への表示、チラシ、掲示物、ホームページ等への表示等)
 - ② 登録後、県産農林水産物等を使用した商品の開発と販売促進につとめ、お客様へのPRを行うこと。
 - ③ 県や市町村とともに協働して地産地消に取り組むこと、及び必要に応じて調査等に協力できること。
 - ④ 関係法令を遵守すること。
- (3) 県産農林水産物等を積極的に利用し食事の提供を行っている、県内の飲食店及びホテル・旅館・宿泊施設等については次の①～⑥を全て満たすものとする。

- ① 県産農林水産物等（米を除く）を主体的に使った、お店の看板となる「おすすめ地産地消メニュー」を、年間を通じて提供できること。（季節によるメニューの変更等は可）
- ② ごはんを含んだメニューについては、原則として高知県産米を使用していること。
- ③ 使用している県産農林水産物等や「おすすめ地産地消メニュー」について、お客様に分かるよう情報提供していること。（メニュー、チラシ、掲示物への表示、産地、生産者紹介等）
- ④ 登録後、県産農林水産物等の利用促進及び新たなメニュー開発につとめ、お客様へのPRを行うこと。
- ⑤ 県や市町村とともに協働して地産地消に取り組むこと、及び必要に応じて調査等に協力できること。
- ⑥ 食品衛生法等、関係法令を遵守すること。

第5 登録の方法

- (1) 登録を希望する者（以下「申請者」という）は、所定の登録申請書（別紙様式1-1、1-2、1-3）に必要事項を記入し、高知県農産物マーケティング戦略課へ提出するものとする。
- (2) 申請は代表者が、事業所ごとに行うものとする。
- (3) 募集時期は随時とし、登録日は登録証（別紙様式5）に記載する。

第6 審査・登録

県は、第4の登録の要件に基づき内容を審査し、審査基準を満たす店舗を「地産地消応援の店」として登録するとともに、登録を受けた事業者・団体等（以下「登録店」という）に対し、登録証（別紙様式5）を交付する。

また、県が必要と認めるときには、提出された申請書の内容等について、現地調査を行うことができるものとする。

第7 登録店への支援内容

登録店に対する支援は次のとおりとする。

- (1) 登録店であることを表示するPR資材等を提供する。
- (2) マスコミへの情報提供等、登録店についてのPRを行う。

第8 登録期間

登録期間は、認定日から第11及び第12による登録の終了する日までとする。

第9 申請内容の変更

登録店は、登録の期間中に申請内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届（別紙様式2）を高知県農産物マーケティング戦略課へ提出するものとする。

第10 登録の辞退

登録店は、廃業等によりその営業を終了した場合、第4に規定する登録の要件に該当しなくなった場合又は登録の辞退を希望する場合は、登録辞退届（別紙様式3）を、高知県農産物マーケティング戦略課へ提出するものとする。

第1 1 登録の取り消し

- 1 県は登録店が、次のいずれかに該当することが確認された場合には、登録を取り消すこと等ができるものとする。
 - (1) 登録店から、登録辞退届（別紙様式3）が提出された場合
 - (2) 第4に規定する認定要件を満たさなくなった場合
 - (3) 法令違反等、登録店として好ましくない事由が発生した場合
 - (4) インターネット上（大手グルメサイト等）で登録店の閉店が確認できる場合、電話が通じない場合（音声案内により当該番号が使用されていない）等、閉店していると判断できる場合
- 2 県は前項第1号及び第2号の事実を確認するために必要がある場合には、現地調査等実施することができる。登録店は県の調査に協力するものとする。
- 3 第1項の規定により登録を取り消した場合は、登録取消通知書（別紙様式4）により通知する。
- 4 取り消しの処分を受けた店舗等については、取消後一定期間、登録店として登録しないものとする。

第1 2 登録制度の終了

県は本制度を終了するときには、登録店に通知するものとする。

第1 3 情報管理等

第3者がホームページ等に掲載された、登録店の情報を利用したことによるトラブル等については、当該利用者と登録店の間で解決するものとし、県は一切の関与及び責任を負わない。

第1 4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、平成30年3月19日から施行する。

附則

この要領は、令和元年6月7日から施行する。